

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書

令和3年7月13日午後0時30分頃、渡名喜島沖合の海上において、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが、つり下げ輸送中の鉄製コンテナを落下させる事故が発生した。

今回の事故で人的・物的な被害は確認されていないが、当該コンテナは縦約2メートル、横及び高さ約2.4メートル、空の状態では約1.2トンあるとの報道等もあり、本町を含む近隣の島民をはじめ県民に大きな衝撃と不安を与えている。

また、日米合意では、米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をすることとされている。沖縄県のみならず、関係自治体や関係機関は、速やかな情報提供を繰り返し求め続けているにもかかわらず、今回も第一報は米軍ではなく、渡名喜村からであった。米軍は当事者として日米合意に基づき履行すべきであるが、通報遅延は常態化し、周辺住民の不安を増大させている。

さらに、今回は射爆撃場のある入砂島からの輸送中の事故で、この海域は、那覇、渡名喜島、久米島間の民間船舶の航路になっており、一步間違えれば大惨事を引き起こしかねない事態で極めて危険な行為であり、町民はじめ、県民は陸でも海でも危険と隣り合わせの生活を強いられている。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命身体、財産の安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 日米合意に基づき事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を速やかに実施すること。
- 2 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表、実施すること。
- 3 ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練を中止すること。
- 4 訓練空域・水域の見直しを含めた日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

沖縄県久米島町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 在沖米国総領事